

令和5年度 第2回瀬戸市下水道事業経営審議会議事要旨

- 1 会議名：令和5年度 第2回瀬戸市下水道事業経営審議会
- 2 開催日時：令和5年10月27日（金） 午後1時25分～午後2時45分
- 3 場 所：瀬戸市役所 北庁舎4階 庁議室
- 4 出席者：＜審議会委員＞出席委員5名、欠席委員1名
磯部友彦（中部大学 工学部 教授）
齊藤由里恵（中京大学 経済学部 准教授）
伊藤 勉（瀬戸市自治連合会 会長）
加藤勝之（瀬戸市社会福祉協議会 会長）
服部富久美（瀬戸消費生活クラブ生活学校 会長）
＜事務局＞
都市整備部長 内木 柔
都市整備部下水道課課長 鈴木和宏
都市整備部浄化センター管理事務所所長 阪 幹宏
都市整備部下水道課主幹 渡辺雅司
都市整備部下水道課課長補佐兼管理係長 村上洋行
- 5 欠席者：＜審議会委員＞
稲垣孝幸（瀬戸商工会議所 副会頭）
- 6 傍聴人数：0人

7 議事

(1) 下水道使用料の改定について

＜議事内容＞

(1) 下水道使用料の改定について

【事務局】資料1「下水道使用料の改定について」に基づき説明。

【副会長】新しい使用料体系においては基本水量を廃止し従量使用料を1 m³から設定する、また、逡増型については緩めていくという方針については理解した。使用料体系を考えるにあたっては、現状との比較というよりは費用と負担という関係から適切な基本使用料、従量使用料を考えていくのがよいと思いつつも、現実的なことを考えると、やはり負担が増えるという点においては現状との比較も重要な視点だというふうには思う。

今回の案においては、基本水量の廃止が一番大きな改定だが、その中で少量使用者への配慮については疑問を感じる。少量使用者は基本水量制により、語弊があるかもしれないが今までの負担が軽すぎた、少量使用者であっても便益に対してはご負担をいただくという姿勢が必要だと思う。

3案のうちA案は大口使用者の使用料が高く、過度に依存しているといえるか

どうかはわからないが、従量使用料においても費用に対しての負担ということを見ると偏りがあるように思える。そうするとB、C案ということになるが、今の瀬戸市の状況を考えるとC案が適当だと思う。ただ、大幅な変更を伴う使用者が多くなり混乱をきたすことを考えると折衷案としてB案とも思う。

【委員】改定案の内容は概ね理解した。どの案で改定するにせよ改定については市民の理解が重要になってくるので、いろんな機会で使用料改定の必要性を周知していただきたい。

【委員】主婦の立場から家計を考えるとあまりに急激に上がるのは困る。また、大口使用者の負担増の方が小さくなることは想像できない。よって、B案がよいと思う。

【会長】従量使用料については現在の逡増型を維持しながらも、小口と大口のバランスをどう考えるのかだと思う。

【委員】2か月で20m³の増加率が60%というC案は一般家庭にとっては少し厳しいと思う。

【委員】基本水量を廃止する案となっているが他市の状況はどうか。

【事務局】近隣では基本水量を採用している団体の方が少ない。また、近年、使用料改定を行った団体の多くは基本水量を廃止している。

【委員】2か月で40m³までの使用者がほとんどであるということから考えると、その区分の水量使用者の増加率が低く抑えられているA案ということになる。

【事務局】A案だと基本水量の影響で今まで適正な使用料を徴収できていなかった水量区分21～30m³の使用料単価が従前と同様低いままとなってしまうので、この点をどう考えるかということになる。

【委員】我々一般企業が値上げを行う場合はそれに見合う経営努力を行うものだが、どのようなことを行ったのか。

【事務局】経営努力という点において大きなところでは、浄化センターで汚水を処理する費用の抑制が挙げられる。この汚水処理原価を令和3年度決算の数値で県内の38市と比較すると平均が150.6円、本市は143.38円で約7円程低く経営努力の結果だと言える。その要因は、包括的委託により民間が運営することにより費用が抑えられている。

【会長】各案をどの点に留意し比較するのだがP31の表では、10～40m³の水量区分と50m³以上の水量区分で分け各カテゴリーの増加率が表示してある。A案は小口よりも大口の増加率が高い、C案は小口の増加率が高い、B案はほぼバランスが取れている。ただ、B案では20m³の増加率が47%と目立っている。しかし、20m³の使用料は基本水量があった影響で今まで一番お得な状況であった。また、今後、節水の傾向が高まれば水量の少ない方に移行していくことも考えられる。そういったことも踏まえバランスがいいのはB案かなと思う。今までの基本水量を廃止し、新たな体系を考えるとどうしても高い増加率となってしまうところは出てくるのだと思う。

【委員】どの案で行くのか今日結論を出さなければならないのか。

【事務局】各案は今回の改定の考え方を表したもので本日どの案で改定するか決めていた

だくものではない。経費回収率100%を見据えた段階的な経費回収率80%での改定、使用料体系については基本水量を廃止し、基本使用料は1,500円に据え置くこと、これらを踏まえ従量使用料単価の設定はABC案のどの案の考え方が好ましいのかをご審議をいただきたい。

【会 長】では、まず今回の改定においては経費回収率100%を見据えながらも、3年間の計画としては80%とすることについて改めてご意見はございますか。

【委 員】意見なし。

【会 長】次に20m³までの基本水量を廃止して従量使用料を1m³から設定することについて改めてご意見はございますか。

【委 員】意見なし。

【会 長】続いて従量使用料について、1つの案として例えば単純にすべて一律の単価とする案もあるかと思うが、そうではなくて水量が増えるにつれて単価が上がっていく逡増型を継承し、その上がり具合については3つの案が提示されたが、これについて改めてご意見はございますか。

【委 員】意見なし。

【会 長】あるべき使用料体系の形を目指し検討を行っているので、現状との比較の必要性については疑義があるが、P31でみるとA案はたくさん使う人の方が増加率が高く、C案は少ない人の方が増加率が高い。B案はバランスが取れている。ここまでの議論を事務局はどう認識しているか。

【事務局】段階的な改定の1段目として経費回収率を80%に設定すること、基本水量を廃止して従量使用料を1m³から徴収すること、及び、基本使用料を据え置くことについては委員の皆様、特段異論がないというふうに理解した。また、従量使用料の単価設定については、A案、C案というご意見もあったが、現実的なところ方向性としてはB案というふうに理解した。A案、C案を強く支持するという意見がなければ、方向性としてはB案という内容で答申をいただくことになるのではと考えている。

【会 長】P31の表では個別の水量の増加率を表示しており目立つ数字もあるので、そのあたりは区分をまとめて増加率を表示するなど工夫する必要もある。

【事務局】使用料については便益に対する対価として、特に20m³の水量の利用者に対しては今までの経緯も含めしっかりと周知を行ってまいりたい。

【会 長】増加率などの数字を示すだけではなかなか理解を得られないので、下水道の役割や節水すれば使用料の軽減につながることも含め説明を行っていく必要がある。

【委 員】市民が納得するのはなかなか難しい面があるが、周知する機会を設け理解できるようにしてほしい。

【副会長】答申にあたっては、周知についても明記する必要があると思う。家庭でも企業でも計画を立て生活、経済活動を行っているので周知期間は十分設けていただきたい。また、今回、経費回収率を100%ではなく80%とするのは、大幅な改定となることを避けるためであって、大幅な改定は生活や経済活動を行ううえで影響が大きい。したがって、大幅な改定を避けるためには定期的に使用

料を見直す必要があるということ、たびたび値上をするというイメージを持たれるかもしれないが、マイナスな影響が大きい大幅な改定を行わなくてもいいように、近い将来を見据えながら使用料体系を検討していくことについて答申の中で触れてもいいと思う。

【会 長】使用料の適正化については、今回1回限りの話ではなく今後も継続し検討していくことなので、それに役立つような仕組みというか考え方を示せばいいと思う。次回は答申にあたっての準備を行うことになるが、事務局にはその点も踏まえた検討をお願いします。

8 その他

(1) 次回の日程について

次回の審議会は令和6年2月16日（金）午後1時30分からを予定している。

9 閉会